

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (2件)	(経営支援課) 1
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課) 2
○保安林の指定の予定(2件)	(") 2
○道路の区域変更(3件)	(道 路 課) 3
○道路の供用開始	(") 3

規 則

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第41号

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

高知県災害救助法施行細則(昭和23年高知県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(2)のイ中「2,621,000円」を「2,660,000円」に改め、同表の2の(1)のウ中「1,080円」を「1,110円」に改め、同表の3の(3)のアの表中「18,300円」を「18,400円」に、「23,500円」を「23,700円」に、「34,600円」を「34,900円」に、「41,500円」を「41,800円」に、「52,600円」を「53,000円」に、「7,700円」を「7,800円」に、「30,200円」を「30,400円」に、「39,200円」を「39,500円」に、「54,600円」を「55,000円」に、「63,800円」を「64,300円」に、「80,300円」を「80,900円」に、「11,000円」を「11,100円」に改め、同表の3の(3)のイの表中「8,000円」を「8,100円」に、「12,000円」を「12,100円」に、「14,600円」を「14,700円」に、「18,500円」を「18,600円」に、「9,700円」を「9,800円」に、「12,600円」を「12,700円」に、「17,900円」を「18,000円」に、「21,200円」を「21,400円」に、「26,800円」を「27,000円」に改め、同表の6の(2)中「567,000円」を「576,000円」に改め、同表の7の(2)中「134,300円」を「134,800円」に改め、同表の9の(1)中「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前

期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に、「中学校生徒(」を「中学校生徒(義務教育学校の後期課程、)」に、「中学部生徒」を「中学部の生徒」に改め、同表の9の(3)のイ中「4,200円」を「4,300円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「4,900円」を「5,000円」に改め、同表の12の(3)中「208,700円」を「210,400円」に、「167,000円」を「168,300円」に改める。

別表第2の1の(1)のイ中「15,100円」を「14,800円」に改め、同表の1の(1)のウ中「14,300円」を「14,400円」に改め、同表の1の(1)のエ中「14,200円」を「14,100円」に改め、同表の1の(1)のオ中「16,000円」を「15,100円」に改め、同表の1の(1)のカ中「19,200円」を「20,600円」に改め、同表の1の(1)のキ中「19,100円」を「20,500円」に改め、同表の1の(1)のク中「19,300円」を「20,800円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県災害救助法施行細則別表第1及び別表第2の規定は、平成28年4月14日から適用する。

告 示

高知県告示第303号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田 健
- 届出者の住所
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス青柳店
高知市青柳町字東論56番6ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田 健
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 貞方 宏 司	佐賀県佐賀市高木 瀬町大字長瀬930 番地

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年12月29日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,366平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
52台
イ 駐輪場の収容台数
22台
ウ 荷さばき施設の面積
50平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
22.19立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前9時	午後10時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 届出年月日
平成28年4月28日
 - 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
 - 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

高知県告示第304号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
- (2) 届出者の住所
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス土佐清水店
土佐清水市加久見入沢町989番地2ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年12月29日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,462.61平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
57台
 - イ 駐輪場の収容台数
20台
 - ウ 荷さばき施設の面積
27平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成28年4月28日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
土佐清水市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第305号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町立川下名字ミヤノヲ 1686の1、1686の2、字エンマノ 1705の1、1705の2、1705の14、字ジョノー1791の3、1791の5、1791の23、1791の29、1793の1、1793の5、1793の8、1793の9、1794の10、1794の14、1794の25、字ヒウラムネ2082の1、2083の3、2083の5
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第306号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成28年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
須崎市吾井郷字國末乙895の1、乙2143の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字國末乙2143の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第307号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成28年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
須崎市浦ノ内下中山字白鷺180（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町小川新別字東野獄2935番1から 吾川郡いの町小川柳野字コイカド35番3地先まで	A	3.0 } 99.5	845
	B	3.6 } 52.8	
	C	12.5 } 119.8	
吾川郡いの町小川新別字東野獄2935番1から 吾川郡いの町小川柳野字瓜ノ久保476番1まで			1,120
吾川郡いの町小川新			

別字東野獄2935番1から 吾川郡いの町小川柳野字瓜ノ久保476番1まで	後	12.5 } 156.5	1,120
---	---	--------------------	-------

高知県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大豊物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市物部町大栃字仁井ヤ1941番から 香美市物部町大栃字久保1793番1まで	前	6.6 } 13.0	78
	後	10.4 } 20.4	

高知県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西津賀才日比原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町小川縦ノ木山字川又6436番1から	前	4.1 } 8.5	50

吾川郡いの町小川縦ノ木山字川又6457番1まで	後	21.5 } 25.0	50
-------------------------	---	-------------------	----

高知県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西津賀才日比原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町小川縦ノ木山字川又6436番1から 吾川郡いの町小川縦ノ木山字川又6457番1まで	50	平成28年5月20日